

道路上における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路上における物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）10月7日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上における物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 2025年5月4日 |
| 2 | 事故発生場所 | 東京都町田市つくし野一丁目3-1先 |
| 3 | 事故の概要 | 市が管理する道路上で、走行中の車両に街路樹の枝が落下し、
当該車両を破損させたもの |
| 4 | 事故の種別 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | 静岡県焼津市田尻北293-7 |
| 6 | 被害者の氏名 | 株式会社KM技術研究所 |
| 7 | 損害賠償の額 | 1,400,630円 |